

令和2年度(2020年度)

病害虫発生予察情報 第14号

特殊報第2号

北海道病害虫防除所 令和2年(2020年)8月28日

<http://www.agri.hro.or.jp/boujoshou/>

Tel:0123(89)2080・Fax:0123(89)2082

とうもろこし(生食用)においてツマジロクサヨトウ幼虫被害確認

発生確認作物:とうもろこし(生食用)

病害虫名:ツマジロクサヨトウ *Spodoptera frugiperda* (J. E. Smith)

1. 発生の確認経過

- (1) 道総研花・野菜技術センター(滝川市)のとうもろこし(生食用)試験研究用ほ場において、8月24日、ツマジロクサヨトウと疑われる幼虫が確認された(写真1)。横浜植物防疫所に同定を依頼した結果、8月26日に「ツマジロクサヨトウ防除マニュアル」(農林水産省)に記載された「頭部の淡褐色の網目模様、頭部の淡色の逆Y字紋、背面の刺毛基板が暗色で目立つ(特に腹部後方の節では大きい)」という特徴のすべてが認められ、ツマジロクサヨトウ(*Spodoptera frugiperda*)幼虫であることが確認された。
- (2) 道内では、本種用のフェロモントラップで8月7日に中央農業試験場内において初めて道内で成虫が捕獲されており、その後、8月16日に花・野菜技術センター、18日に北見農試(訓子府町)、23日に道南農試(北斗市)で相次いで捕獲が確認された(表1)。成虫が確認された上記の地点のうち、8月28日現在で幼虫が確認されているのは、花・野菜技術センターのみである。
- (3) 道内では現在、生産者ほ場における本種幼虫の発生および被害は確認されていない。

2. 防除対策

- (1) 道外では、とうもろこしにおいて見つかる事例が多いことから、とうもろこし栽培ほ場では定期的に見回りを行い、早期発見に努める。本種と疑われる幼虫を発見した場合には、速やかに最寄りの農業改良普及センター、農業試験場、病害虫防除所まで連絡する。
- (2) 本種の発生が確認された場合、ツマジロクサヨトウに対する登録農薬はないため、道は植物防疫法第29条第1項の規定により、国が指定する薬剤の散布指導を行う。本種に対して使用できる農薬については、次の農林水産省ホームページを参照のこと。

農林水産省「ツマジロクサヨトウの薬剤防除に使用できる農薬一覧」URL:

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/tumajiro.html

- (3) 収穫期の飼料用とうもろこしにおいて、農薬散布が困難な場合は、幼虫の分散を防ぐため早期収穫に努めるとともに、収穫後は速やかに残渣をすき込む。老齢幼虫に対しては農薬の効果が低下するため、とうもろこし(生食用)においては、早めの薬剤防除を心がけ、収穫後は速やかに残渣をすき込む。すき込みの実施に当たっては、植物体を破碎し、幼虫やさなぎが土中深くに埋没させるよう、土の表面に作物が見えなくなるまで深くすき込み(深さの目安12cm以上)を2回以上行う。



写真1:道内で捕獲されたツマジロクサヨトウの幼虫（左:頭部、右:腹部末端）



写真2:ツマジロクサヨトウ老齢幼虫(体長 40mm) 写真2は農林水産省HPより

表1.フェロモントラップによる成虫の捕獲状況

	長沼町	比布町	北斗市	芽室町	訓子府町	滝川市
初確認日	8月7日	-	8月23日	-	8月18日	8月16日
合計誘殺頭数 ^{注1)}	10	0	8	0	1	5

注1) 8月26日現在

注2) 長沼町の初捕獲個体以外は交尾器確認未実施のため、いずれも暫定値